若年運転者講習実施要領の制定について

例規(運教)第15号令和4年5月12日千葉県警察本部長

[沿革] 令和4年7月例規(運教) 第25号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

若年運転者講習実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第14号に掲げる講習及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条第14項に規定する若年運転者講習(以下「講習」という。)に関し、必要な事項を定め、講習の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 講習対象者

法第102条の3に規定する基準該当若年運転者

第3 運用責任者

- 1 県本部に運用責任者を置き、交通部運転免許本部運転教育課長をもって充てる。
- 2 運用責任者は、講習の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。

第4 実施機関

講習は、法第108条の4第1項第3号並びに指定講習機関に関する規則(平成2年 国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。)第5条及び第8条の2に規定 する要件に該当する者で、法第108条の4第3項各号に掲げる欠格事由のいずれにも 該当しない一般財団法人又は指定自動車教習所として、公安委員会の指定を受けたもの (以下「指定講習機関」という。)において実施するものとする。

第5 若年運転者講習指導員の選任等

1 選任

運用責任者は、指定講習機関の管理者(以下「管理者」という。)が、若年運転者 講習指導員(以下「講習指導員」という。)として指定規則第5条に規定する運転適 性指導員の要件に該当する者を選任したときは、若年運転者講習指導員選(解)任届 (別記第1号様式)のほか、次に掲げる書類を添付させ、公安委員会に届出をさせる ものとする。

- (1) 千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。)第28条第1項に規定する運転適性指導員審査合格証又は指定規則第5条第5号に該当する者であることを証明する書類
- (2)辞令書の写し

2 解任

運用責任者は、管理者が講習指導員を解任したときは、若年運転者講習指導員選

(解) 任届に辞令書の写しを添付させ、公安委員会に届出をさせるものとする。

第6 講習実施計画書の作成等

1 講習実施計画書の作成及び報告

運用責任者は、指定講習機関における講習の実施計画について、若年運転者講習実施計画書(別記第2号様式)により、実施月の前々月の10日までに公安委員会に報告させるものとする。

なお、報告後にその内容を変更した場合は、直ちに運用責任者へその旨を報告させるものとする。

2 講習実施日等の設定基準

講習実施日等は、原則として次の基準により設定させるものとする。

- (1) 講習の実施日は、毎月1回以上とし、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号)第2条に規定する祝日を含めること。
- (2) 講習時間は9時間とし、原則として連続する2日間で行うものとするが、やむを得ず連続で実施することができない場合は、近接した日に第2日目を指定すること。
- (3) 講習の開始時間は、原則として午前9時とすること。

第7 講習の通知等

1 受講日時及び場所の指定

運用責任者は、受講日時及び場所(以下「受講日等」という。)について、若年運 転者講習実施計画書に基づき指定するものとする。

2 講習対象者に対する講習の通知

運用責任者は、法第108条の3の3の規定による通知(以下「通知」という。) について、施行規則第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書に講習の 所要時間、申込み要領、服装等の受講上の注意事項を記載した書面を添付し、講習対 象者に手交又は配達証明郵便により通知するものとする。

3 指定講習機関に対する講習対象者の通知

運用責任者は、受講日等を指定した指定講習機関に対して、若年運転者講習受講予定者通知書(別記第3号様式)により講習対象者を通知するものとする。この場合において、当該講習対象者をファクシミリにより通知するときは、若年運転者講習受講予定者通知書を省略し、別添の若年運転者講習受講予定者一覧表を送信するものとする。

4 受講日等の変更

- (1)運用責任者は、講習対象者が指定された受講日等に受講ができない場合には、原則として、当該講習対象者が通知を受けた日の翌日から起算して1か月以内に受講日等を再指定するものとする。
- (2) 運用責任者は、講習対象者がやむを得ない理由(道路交通法施行令(昭和35年 政令第270号。以下「政令」という。)第37条の11に規定するやむを得ない 理由をいう。以下同じ。)により、指定された受講日等に受講ができない場合は、 当該やむを得ない理由のあることを証明する書類を提示させ、これを確認した後に 受講日等を再指定するものとする。この場合の再指定は、原則として、当該講習対 象者が通知を受けた日の翌日から起算して1か月にやむを得ない理由があった期間

を加算した期間内に行うものとする。

5 講習の移送

- (1)運用責任者は、講習対象者が他の都道府県に住所を変更していることが判明した ときは、当該講習対象者に対し速やかに運転免許証(以下「免許証」という。)の 記載事項の変更届出を行うよう指導するとともに、若年運転者講習移送通知書(別 記第4号様式)により変更先の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知するも のとする。
- (2) 運用責任者は、講習対象者が他の都道府県から本県に住所を変更し、本県で講習を受けようとするときは、速やかに免許証の記載事項の変更届出を行うよう指導するとともに、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知を行い、若年運転者講習移送通知書の送付を求めるものとする。
- (3) 運用責任者は、講習対象者の旧住所地を管轄する都道府県公安委員会から若年運転者講習移送通知書を受理したときは、速やかに受講日等を指定し、当該講習対象者に通知するとともに、指定講習機関に対して、第7の3の例により講習対象者を通知するものとする。

第8 講習の実施

1 講習の申込み

講習の申込みは、若年運転者講習受講申請書(別記第5号様式)により、指定講習機関において受理させるものとする。この場合において、若年運転者講習の通知手数料は、千葉県収入証紙規則(昭和33年千葉県規則第12号。以下「収入証紙規則」という。)に基づき千葉県収入証紙により納付させるものとする。

2 講習の内容等

(1)講習時間

第6の2(2)の規定を準用する。

(2) 講習細目等

運用責任者は、講習について若年運転者講習細目(別表。以下「講習細目」という。)により行わせるものとする。

(3)講習の編成

運用責任者は、講習1回当たりの受講者数を3人以下とするものとする。

なお、講習細目のうち講習項目「技能録画①・②(実車)」及び「安全運転のための指導①・②(実車)」については、1グループ3人以下で行わせるものとする。

(4)講習指導員の配置

運用責任者は、1学級につき講習指導員1人を配置させるものとする。

なお、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導員以外の者を運転適性指導に従事させないものとし、補助者についても同様とする。

3 講習用教材等

(1) 教本及び視聴覚教材等

講習において使用させる教本は、感情制御能力や自己の運転技能に対する客観的

評価能力(以下「自己制御能力」という。)の養成を目的として、講習細目の内容について正確にまとめられたものとする。また、本県の交通事故実態資料、事故事例等に関する視聴覚教材、運転適性検査用紙等を必要数整備し、効果的に使用させるものとする。

(2) 講習用車両

講習用車両は、指定規則第2条の規定に基づき、指定講習機関が公安委員会に申請した普通乗用自動車を使用させるものとする。ただし、講習対象者が身体障害者 用車両の使用を申し出た場合には、普通乗用自動車の持込みを認めるものとする。

(3) 録画装置

実車による講習の状況(車内からの走行状況及び講習対象者の運転姿勢)を記録できるよう、録画装置を整備させること。

(4) 映像再生機材

実車による講習の状況を録画した映像を用いた指導が実施できるよう、映像再生 機材を整備させること。

(5) 講習用車両使用時の留意事項

ア 講習用車両は、普通自動車免許に係る標準試験車両と同等以上の普通乗用自動車とする。

イ 講習に使用する普通乗用自動車には、「講習中」の標識を前方又は後方から見 やすいように表示する。

ウ 講習に使用する普通乗用自動車については、講習指導員が危険を防止するため の応急の措置を講ずることができる装置(補助ブレーキ)を備えさせるものとす る。

なお、前記(2) ただし書の申出を認めた場合も当該装置を備えたものを持ち 込ませるものとする。

(6) 車両変更の届出

運用責任者は、指定講習機関が講習用車両を変更する場合は、若年運転者講習車両変更届(別記第6号様式)により公安委員会に届出をさせるものとする。

(7) 講習コース

運用責任者は、指定講習機関が講習コースを選定(変更)する場合は、講習コース確認申請書(別記第7号様式)に講習コース図を添付し、正副2部を公安委員会に申請させるものとする。この場合における路上コースとして使用する道路については、当該コースを管轄する署長に路上講習コース承認願(別記第8号様式)3部を提出させ、その承認を受けた後、2部を講習コース確認申請書に添付して申請させるものとする。

第9 講習の中断等

1 講習の中断

指定講習機関が講習を中断した場合は、管理者が、残された講習細目及び講習時間 を当日中に終了できると認めたときに限り講習を再開することができるものとする。

なお、管理者が当日中に講習を終了できないと認めたときは、運用責任者と調整の 上、日を改めて補習を行うものとする。

2 中断の報告

運用責任者は、指定講習機関が講習を中断した場合は、速やかに講習中断報告書 (別記第9号様式)により公安委員会へ報告させるものとする。

第10 講習終了者に対する措置等

- 1 運用責任者は、講習対象者が講習を終了したときは、当該講習を行った指定講習機関において、当該講習対象者に対し、若年運転者講習修了証明書(別記第10号様式)を交付させるものとする。
- 2 運用責任者は、指定講習機関における講習結果について、速やかに若年運転者講習 結果報告書(別記第11号様式)により公安委員会に報告させるとともに、通知手数 料相当額の千葉県収入証紙が貼付された収入証紙規則第15条に規定する収入証紙納 付書を提出させるものとする。
- 3 運用責任者は、講習を終了した者について、速やかに運転者管理業務のシステムに 登録するものとする。

第11 講習実施上の留意事項

運用責任者は、指定講習機関に対し、次に掲げる事項について確実に実施させるものとする。

1 講習対象者の確認

身代わり受講等の不正を防止するため、免許証及びその他の書類により講習対象者 本人であることを確実に確認すること。

2 受講期間の確認

受講期間の確認は、通知書に記載されている日付及び本人の申告により行い、受講期間に疑いがあるものについては、直ちに運用責任者に照会し、確認を受けること。

3 免許停止中の者等からの申込みに関する報告

免許停止中の者から講習の申込みがあったときは、免許停止中は受講できない旨を 教示し、講習対象者の氏名、受講予定日時等の必要事項について運用責任者まで報告 すること。

なお、受講日に免許証を忘れた者についても同様とする。

4 やむを得ない理由による受講期間外の申込み者に対する措置

やむを得ない理由により、受講期間内に講習を受けることができなかった者から講習の申込みがあったときは、これを受理することなく、速やかに運用責任者まで報告し、必要な指示を受けること。

5 県外に住所を有する者からの申込みに対する措置

県外に住所を有する者から講習の申込みがあったときは、これを受理することなく、当該申込者に運用責任者まで連絡するよう教示すること。

6 講習手数料及び通知手数料

講習の手数料及び通知手数料は、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)の規定によること。

7 インターバル(小憩)の設定

いわゆるインターバルについては、所定の講習時間内で必要に応じ適宜とること。 ただし、遅刻や不必要な講習の準備のための時間は、講習時間に含めないこと。

第12 処分通報

運用責任者は、通知を受けた講習対象者が講習を受けなかった場合(やむを得ない理由による場合を除く。)又は講習を受講した者が、若年運転者期間が経過するまでの間に政令で定める基準に該当した場合は、若年運転者講習の不受講等について(通報)(別記第12号様式)を作成し、速やかに関係書類を添えて交通部運転免許本部執行課長へ通報するものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、講習の実施について必要な事項は、運用責任者が別に 定める。

若年運転者講習受講申請書					
	様			年	月 日
		氏	所 名 年月日		
若年運転者講習通 知 年 月 日		年	月		日
若年運転者講習 通知受領年月日		年	月		日
交付公安委員会				公分	安委員会
現 に 交付年月日		年	月		日
け免許証番号	第				号
の免許の条件					
免講習の対象	免許種別				
となる免許	取得年月日	2	年	月	日
		修了証明書発	行番号	第	号